

平成 30 年度診療報酬改定に係るこれまでの議論の整理 (現時点での骨子)についてのパブリックコメント

2018 年 1 月 19 日 厚生労働省保険局医療課あて提出

I-1 地域包括ケアシステム構築のための取組の強化について

- (1)②において「入院早期から福祉等の関係機関との連携」とあるが、地域包括ケアシステム構築のための取組の強化の観点から、「福祉等」に「地域包括支援センター」を要件に明記すべきである。
- (6)「医師及び看護職員以外の医療従事者」に国家資格者である「社会福祉士」を明記すべきである。
- (7)マル 2 において、地域包括ケアシステム構築のための取組の強化の観点から「居宅介護支援事業所」に加え、「地域包括支援センター」も要件に加えるべきである。
- (9)において「医療・介護・福祉事業者間で切れ目のない連携を推進する観点から」とあることから、「地域包括支援センター」の社会福祉士等との連携を追加すべきである。
- (11)「治療方針に関する患者・家族の意思決定に対する支援を行う体制を構築」するにあたっては、成年後見人の機能と役割も考慮すべきである。

I-3 医療機能や患者の状態に応じた入院医療の評価について

- (10)③、「治療方針に関する患者・家族の意思決定に対する支援を行う体制を構築」するにあたっては、成年後見人の機能と役割も考慮すべきである。

I-6 国民の希望に応じた看取りの推進について

- (2)「治療方針に関する患者・家族の意思決定に対する支援を行う体制を構築」するにあたっては、成年後見人の機能と役割も考慮すべきである。
- (4)「患者のケアマネジメントを担当する介護支援専門員」とあるが、「地域包括支援センター」の専門職が介護予防ケアマネジメント等を担当していることから、情報共有の要件に加えるべきである。

II-1 重点的な対応が求められる医療分野の充実

- II-1-1(3)に「患者のケアマネジメントを担当する介護支援専門員」とあるが、「地域包括支援センター」の専門職が介護予防ケアマネジメント等を担当していることから、情報共有の要件に加えるべきである。

III-4 地域包括ケアシステムの構築のための他職種連携による取組の強化について

- (4)「医師及び看護職員以外の医療従事者」に国家資格者である「社会福祉士」を明記すべきである。
- (5)②に「居宅介護支援事業所等に対する情報提供を行った場合」とあるが、介護予防ケアマネジメント等を担う「地域包括支援センター」も明記すべきである。
- (7)において「医療・介護・福祉事業者間で切れ目のない連携を推進する観点から」とあることから、「地域包括支援センター」の社会福祉士等との連携を追加すべきである。